

少子化で学齢期の児童生徒数が減少する中、特別支援教育に関する保護者等の理解や認識の深まりとともに、特別支援学校だけでなく、小中高等学校等においても、特別支援教育を必要とする児童生徒数が増加しています。令和4年12月に文部科学省から公表された「通常の学級に在籍する特別な教育的支援を必要とする児童生徒に関する調査」結果では、通常の学級に在籍し、学習面又は行動面で著しい困難を示すとされた児童生徒数の割合は、小中学校において推定値 8.8%、高等学校においては推定値 2.2%となっています。全ての通常の学級に特別な教育的支援を必要とする児童生徒が在籍している可能性があることが明らかになりました。

背景としては、平成19年から幼児児童生徒一人一人の教育的ニーズに応じた適切な指導及び必要な支援を行う「特別支援教育」への発展的な転換、平成25年の学校教育法施行令改正による就学先決定の仕組みの見直し（障害の状態に加え、教育的ニーズ、学校や地域の状況、本人及び保護者や専門家の意見等を総合的に勘案して個別に判断・決定する仕組み）、平成26年に我が国が批准した「障害者の権利に関する条約」、平成28年の「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」施行による不当な差別的取扱いの禁止及び合理的配慮提供の法的義務化等が考えられます。また、平成27年に国連で採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」など、障害の有無に拠らず、一人一人の力が発揮される環境の整備が求められていることは国際的な潮流からも窺え、学校を含めた社会全体が「共生社会」に向けた大きな変革の中にあります。こうした中、学校教育でも、共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システムの構築のために重要な役割を果たすことが求められています。特別支援教育を受ける児童生徒数が増加傾向にあることから、特別支援学校、特別支援学級、通級による指導、通常の学級といった多様な学びの場の連続性において個に応じた「特別支援教育」を推進する必要性が高まっています。さらに、学校において、こうした理念に基づき実践を進めていくためには、「障害」は個人の心身機能の障害と社会的障壁の相互作用によって創り出されているものであり、社会的障壁を取り除くのは社会の責務である、という「社会モデル」の考え方の下、全ての教師が、環境整備の重要性を認識し、特別支援教育に関する理解を深め、専門性をもつことが不可欠な状況となっています。

本県におきましても、令和6年3月に策定された「第四期長崎県教育振興基本計画」（令和6年度から令和10年度）の政策の柱の一番目に「インクルーシブ教育システムの構築に向けた特別支援教育の推進」の理念が掲げられて改革に邁進していくことが、必要不可欠な方針となっております。

これらのことを踏まえ、『長崎県特別支援教育研究会』では、これからも本県の特別支援教育の振興の一役を担っていくとともに、特に、特別支援教育を担う教職員の専門性向上に引き続き貢献していく所存であります。

今後も、会員の皆様のお力添えをいただきながら、関係機関との連携を大切にして、本会の取組を通して、特別支援教育の推進、共生社会の実現を目指して参りますので、皆様の御支援と御協力をよろしくお願い申し上げます。

令和6年5月14日  
長崎県特別支援教育研究会  
会長 分藤 賢之  
(長崎県立鶴南特別支援学校)